

証券コード 1768
2025年6月3日

株 主 各 位

兵庫県高砂市曾根町2257番地の1

株式会社 ソネック

代表取締役社長 山 本 貴 弘

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sonec-const.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ソネック」又は「コード」に当社証券コード「1768」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時）までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県高砂市曾根町2276番地
当社 志友館3階 ときめきホール
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3)インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 〇〇 席

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

1. 2. 3. 4.

スマートフォンの議決権行使ウェブサイトにログインしてください

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

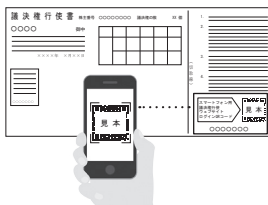
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

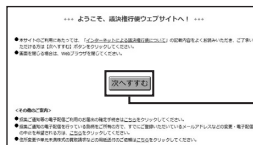
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使
コード」を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の一部に弱い動きがみられたものの、企業の全般的な業況感の改善が継続する中、雇用・所得環境の改善もあり、緩やかな回復を続けて推移しました。

一方、世界経済は、各国の金融政策を背景とした物価情勢や国際金融資本市場の動向、地政学リスクが与える影響が不透明な状況であるものの、米国において個人消費や設備投資の増加等、内需を中心とした景気拡大が継続するなど、総じて堅調に推移しました。

各国におけるインフレ率の低下と漸進的な政策金利の引き下げが景気の押し上げ要因として見込まれるものの、米国による関税措置など経済政策の動向、ならびに為替変動や地政学リスクが、エネルギーや原材料価格及び調達コストに与える影響を注視する必要のある状況が継続するものとみられます。

建設事業は、工事原価が引き続き上昇傾向にあるものの、前期から続く旺盛な建設需要を背景に手持工事が順調に増加したことや、前期から当期にかけて受注した大型工事が進捗するなかで、原価上昇を織り込んだ取り組みが利益率の改善に寄与しました。また、競争案件における提案力強化をはじめとした戦略的な取り組みにより受注は好調に推移しました。

一方、運輸業界におきましては、2024年問題へ向け、適正単価の確保に向けた値上げや生産性向上を進めているものの、コスト上昇分を吸収することが出来ず、厳しい状況が続いております。

このような状況の下で、当社グループは主力たる建設事業について、採算面の確保にも努力しつつ、受注獲得に全社をあげて邁進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における建設事業の受注高は、前期比5.9%増の181億54百万円となりました。

売上高につきましては、建設事業は期首繰越及び当期の受注は順調であったものの、着工間もない工事が多かったため前年実績を6.2%下回り、運輸事業において

は前年同様の積載実績を確保しました。その結果、売上高は6.1%減の151億96百万円となりました。

一方、利益につきましては、建設事業において完成工事総利益率が前期比3.6ポイント上昇し、運輸事業では17百万円の減益となったため、当連結会計年度の営業利益は前期比4億9百万円増の6億58百万円、経常利益は前期比4億19百万円増の7億37百万円、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても前期比3億55百万円増の5億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

建設事業

建設事業の受注高181億54百万円の工事別内訳は、建築工事が93.4%、土木工事が6.6%、発注者別内訳では、官公庁工事が28.9%、民間工事が71.1%となりました。

完成工事高は、前期比6.2%減の149億41百万円となりました。その工事別内訳は、建築工事が93.8%、土木工事が6.2%、発注者別内訳では、官公庁工事が21.5%、民間工事が78.5%であります。

次に、完成工事総利益につきましては、前期比51.3%増の14億3百万円となりました。

運輸事業

運輸事業の売上高は、前期比0.6%増の2億55百万円となりました。また、運輸事業総利益は、前期比32.8%減の35百万円となりました。

当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度 受 注 高	当連結会計年度 売 上 高	次連結会計年度 繰 越 高
建設事業	建 築	15,302	16,948	14,015	18,235
	土 木	971	1,206	925	1,251
	計	16,273	18,154	14,941	19,487
運 輸 事 業		—	—	255	—
合 計		16,273	18,154	15,196	19,487

- ② 設備投資及び資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

建設事業を取り巻く環境は公共工事、民間投資ともに堅調に推移すると見られる一方、時間外労働の上限規制、いわゆる「2024年問題」に直面し、これに伴う人手不足による人件費高騰と、建設資材や原材料の価格上昇はより一層、深刻化する恐れがあります。

適正工期での受注に加え、労務管理、労働生産性の向上や省力化など、全社で労働環境の改善に向けて取組めます。

また、人材採用、人材教育を今後も重要施策と捉え、若年層社員への資格取得奨励を続けるとともに、奨学金返済支援など、安心して業務に取り組める労働環境を整備してまいります。

このように、今後の当社グループを取り巻く事業環境は不透明感が払拭しきれない状況ではございますが、各課題に対して衆知を結集して施策に取り組む一方、前年からの繰越工事高が堅調に推移していることを鑑み、来期の経営成績においては堅調に推移するものと見込んでおります。

採算性に注視しつつ、全社の施工体制や協力工事会社などサプライチェーンの状況も考慮しながら、慎重に受注判断を続けてまいります。

建設事業におきましては、最終的な受注金額は進行中の工事、業務の進捗状況も考慮いたしますが、潜在的な生産能力も精査する必要があるため、双方のバランスを見ながら収益極大化に努め、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、当社事業に対して、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第82期 (2022年３月期)	第83期 (2023年３月期)	第84期 (2024年３月期)	第85期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
受 注 高	17,110	17,810	17,145	18,154
売 上 高	17,158	18,039	16,179	15,196
経 常 利 益	1,164	1,003	317	737
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	800	688	144	500
１株当たり当期純利益	109円36銭	94円29銭	19円84銭	68円56銭
総 資 産	11,290	11,546	11,617	12,897
純 資 産	8,113	8,649	8,709	9,059

(注) １株当たり当期純利益の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ケミカル運輸株式会社	50百万円	100%	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 及 び 貨 物 運 送 取 扱 事 業
株式会社SUKOYAKA	40百万円	100%	メンテナンス事業及び建設事業等

(5) 主要な事業内容 (2025年３月31日現在)

会 社 名	事 業	事 業 の 内 容
当 社	建 設 事 業	建築、土木並びにこれらに関連する事業
	不動産事業	不 動 産 の 賃 貸 及 び 仲 介 事 業
ケミカル運輸株式会社	運 輸 事 業	一般貨物自動車運送及び貨物運送取扱事業
株式会社SUKOYAKA	建 設 事 業	メンテナンス事業及び建設事業等

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

会 社 名	営 業 所	
当 社	本 社	兵庫県高砂市
	支 店	名古屋支店（名古屋市） 大阪支店（大阪市） 神戸支店（神戸市） 姫路支店（兵庫県姫路市）
ケミカル運輸株式会社	本 社	兵庫県高砂市
	営 業 所	山口営業所（山口県熊毛郡平生町）
株式会社SUKOYAKA	本 社	兵庫県神戸市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
130（40）名	2名増（9名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
124（28）名	11名増（3名増）	41.0歳	13.5年

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,305,368株（自己株式194,632株を除く。）
- ③ 株主数 7,431名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
富 士 京 不 動 産 株 式 会 社	2,618	35.84
ソ ネ ッ ク 取 引 先 持 株 会	849	11.63
ソ ネ ッ ク 社 員 持 株 会	308	4.22
株 式 会 社 み な と 銀 行	100	1.37
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100	1.37
渡 邊 弘	89	1.22
株 式 会 社 海 老 名 組	85	1.16
山 本 組 子	80	1.10
株 式 会 社 則 政 組	63	0.86
栄 藤 電 気 株 式 会 社	62	0.85

- (注) 1. 当社は、自己株式を194,632株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
福 島 孝 一	取 締 役 会 長	—
山 本 貴 弘	代 表 取 締 役 社 長	—
香 西 利 計	常務取締役(営業部長)	—
岡 本 悦 生	取締役(名古屋支店長)	—
大 内 豊 範	取 締 役	—
高 士 薫	取 締 役	—
川 崎 博 也	取 締 役	—
村 上 一 彦	常 勤 監 査 役	—
園 尾 善 雄	監 査 役	—
玉 岡 か お る	監 査 役	—

- (注) 1. 取締役 高士薫氏及び川崎博也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 園尾善雄氏及び玉岡かおる氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 高士薫氏、監査役 園尾善雄氏、監査役 玉岡かおる氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 村上一彦氏は、長年当社の建設業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と専門能力を有しており、建設業における財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年6月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって任期満了により小野邦久氏は監査役を退任いたしました。
6. 玉岡かおる氏の戸籍上の氏名は釜谷かおるであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	57,896千円 (3,091千円)	57,896千円 (3,091千円)	－ (－)	－ (－)	7名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,049千円 (2,861千円)	11,049千円 (2,861千円)	－ (－)	－ (－)	4名 (3名)
合 計	68,945千円	68,945千円	－	－	11名

(注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第65期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

また、同枠範囲内で、2014年6月25日開催の第74期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額6,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第51期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

また、同枠範囲内で、2014年6月25日開催の第74期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額6,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 支給額には、当事業年度に係る以下の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

取締役 6,236千円（うち社外取締役 211千円）

監査役 909千円（うち社外監査役 221千円）

6. 上記のほか、2024年6月25日開催の第84期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を以下のとおり支給しております。

社外監査役 1名 935千円

7. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、代表取締役社長山本貴弘に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の配分内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また業績との連動を強化し、株主利益も勘案した報酬体系とし、個々の取締役の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみの構成とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績・経営貢献度を踏まえた基本報酬の額とする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、適切に行使し決定しなければならないこととする。

8. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長山本貴弘に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の配分の決定を委任しております。

なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会が当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等に内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高 士 薫	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、メディア・関連事業全般にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言し、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 川 崎 博 也	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言し、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しておりました。
監査役 園 尾 善 雄	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、法令遵守の観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。
監査役 玉 岡 か お る	当事業年度に開催された就任以降の取締役会5回の全てに、また、監査役会5回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、作家、大学教授、公的機関の要職等を歴任した観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,300千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社では、「企業グループ行動規範」の指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。
 - ロ. 代表取締役社長は、取締役会を自由、闊達を旨として運営し、取締役、監査役の意見を十分聴取して決議を図るなど、取締役会に求められている機能を最大限活用する。
 - ハ. 取締役会は、取締役会付議・同報告基準及びその他の社内規程を整備し、各取締役はそれらの規程に則り業務を執行し、必要に応じて取締役会に議案を諮り、又は報告すべき事項を適時、適切に報告する。
 - ニ. 社内規程の整備により、各部門、各職位における業務分掌と各職位に応じた責任と権限を明確にし、併せて、部門間、職位間の相互牽制機能が働く制度を確立することにより、法令及び定款に適合する体制を構築する。
 - ホ. 内部監査部門が社内規程、関連法令等の遵守状況を定期的に、又は必要に応じて監査し、問題があれば取締役会で検討のうえ是正措置を講じる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会資料、その他職務執行に係る重要な情報は、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる体制にする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 法令違反リスクについては、行動規範及び営業活動遵守基準を制定し、規程の遵守を徹底させることによりリスク発生の防止に努める。
 - ロ. 業務遂行上の想定されるリスクについては、業務関連規程で対応策を定め、規程を遵守することにより各種リスク発生の事前防止とリスク発生時の損失最小化に努める。
 - ハ. 突発的なリスクの発生時又は発生のおそれがあるときは、取締役会で対応責任者となる取締役を定め、速やかに対応措置を講じるものとする。

- ニ、監査室は、当社及び当社子会社に対する年間監査計画に基づき業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ、重要事項の決定には、その都度取締役会を開催し十分な議論を尽くしたうえで決議することにより、重要事項の経営判断について、多面的な検証と迅速な意思決定を行う。
- ロ、執行役員制度を採用し、取締役会の活性化と業務執行機能の強化を図る。
- ハ、予算管理制度により各部門の業務執行が効率的に行われる体制を構築し、取締役会が予算・実績を月次で管理することにより、その進捗状況を検証し、必要に応じて改善策を実施する。
- ⑤ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ、子会社の経営については自主性を尊重しつつも、定期的に事業内容を報告させるとともに、重要案件については当社と事前協議を行う体制とする。
- ロ、監査室は、子会社を担当する部署と十分な情報交換を行いつつ、子会社に対し業務監査を実施する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を求めた場合における、当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ、監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査目的に必要な使用人を配置する。
- ロ、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性については、監査室担当者は、その補助業務に関して監査役の指揮命令下で遂行することとし、人事異動、人事考課は監査役の同意を必要とすることにより、実効性及び独立性を確保する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び監査役への報告に関する体制
- イ、当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び法令違反、定款違反があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ロ、監査役に報告・情報提供を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、いかなる不利益な取扱いも受けない。

⑧ 当社監査役の職務の遂行について生ずる費用の処理に関する事項

監査役の職務を遂行するうえで必要な費用は会社が負担するものとし、その費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。

ロ. 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、その基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないか断続的に評価しております。また、経営管理部及び監査室が中心となり、当社及び当社子会社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和法令遵守に対する意識づけを行い、当企業グループ全体を統括、推進させております。

(注) 本事業報告は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,295,010	流 動 負 債	3,616,080
現 金 預 金	1,311,396	工 事 未 払 金 等	2,169,436
受取手形・完成工事未収入金等	8,253,859	未 払 法 人 税 等	136,487
未 成 工 事 支 出 金	7,001	未 成 工 事 受 入 金	1,064,251
材 料 貯 蔵 品	1,972	完成工事補償引当金	44,000
立 替 金	767,899	工 事 損 失 引 当 金	12,400
そ の 他	20,070	賞 与 引 当 金	80,100
貸 倒 引 当 金	△67,190	そ の 他	109,405
固 定 資 産	2,602,042	固 定 負 債	221,846
有 形 固 定 資 産	1,535,737	役員退職慰労引当金	50,060
建 物 ・ 構 築 物	597,846	退職給付に係る負債	155,684
機械・運搬具・工具器具備品	114,483	そ の 他	16,101
土 地	823,407	負 債 合 計	3,837,926
無 形 固 定 資 産	108,867	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	957,436	株 主 資 本	8,683,476
投 資 有 価 証 券	762,206	資 本 金	723,000
会 員 権	109,373	資 本 剰 余 金	477,001
繰 延 税 金 資 産	29,841	利 益 剰 余 金	7,602,960
そ の 他	102,190	自 己 株 式	△119,485
貸 倒 引 当 金	△46,175	その他の包括利益累計額	375,649
		その他有価証券評価差額金	375,649
資 産 合 計	12,897,052	純 資 産 合 計	9,059,125
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,897,052

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

売上高	14,941,358	
完成工事高	255,237	15,196,596
運輸事業売上高		
売上原価		
完成工事原価	13,538,155	
運輸事業売上原価	220,118	13,758,273
売上総利益		
完成工事総利益	1,403,203	
運輸事業総利益	35,119	1,438,322
販売費及び一般管理費		779,572
営業利益		658,749
営業外収益		
受取利息	580	
受取配当金	21,737	
受取賃貸料	51,120	
業務受託料	1,140	
売電収入	1,520	
その他	9,459	85,559
営業外費用		
賃貸費用	5,367	
売電費用	1,011	
その他	740	7,119
経常利益		737,189
特別利益		
固定資産売却益	1,154	
訴訟損失引当金戻入額	80,920	82,075
特別損失		
投資有価証券評価損	8,971	
固定資産除却損	0	
減損損失	48,133	57,104
税金等調整前当期純利益		762,160
法人税、住民税及び事業税	194,154	
法人税等調整額	67,152	261,306
当期純利益		500,854
親会社株主に帰属する当期純利益		500,854

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	723,000	477,001	7,321,266	△119,484	8,401,783
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△219,161		△219,161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			500,854		500,854
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	281,693	△0	281,692
当 期 末 残 高	723,000	477,001	7,602,960	△119,485	8,683,476

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	307,836	307,836	8,709,619
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△219,161
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			500,854
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	67,813	67,813	67,813
当 期 変 動 額 合 計	67,813	67,813	349,506
当 期 末 残 高	375,649	375,649	9,059,125

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2 社
- ・ 連結子会社の名称 ケミカル運輸株式会社
株式会社 SUKOYAKA

主要な非連結子会社の名称

SONEC VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称

SONEC VIETNAM CO., LTD.

(持分法を適用しなかった理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 未成工事支出金

個別法による原価法

- ・ 材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30～47年
----	--------

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ニ. 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、訴訟損失発生見込がないため、訴訟損失引当金を計上していません。

ホ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ヘ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

ロ. 収益及び費用の計上基準

当社の建設事業における履行義務は主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転

する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「立替金」は重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「立替金」は230,309千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を

認識する方法による完成工事高

14,478,269千円

工事損失引当金

12,400千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ、算出方法

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額、決算日における進捗度の各要素に基づき、工事原価総額を基礎として期末までの実際工事原価に応じた進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算定しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、工事損失引当金は、工事原価総額が工事収益総額を超過すると見込まれる場合に、その超過すると見込まれる額（工事損失）のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を計上しております。

ロ、主要な仮定

工事収益総額は、工事の設計変更等に対する対価の合意が契約書等によって適時に確定しない場合、指図を受けた変更工事等の内容に基づき対価の見積りを行っております。工事原価総額は、工事内容の変更や工事進捗に伴う個別のリスク要因等を考慮し見積りを行っております。これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しを行っております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末の繰越工事高は19,487,329千円であり、主要な仮定に変動が生じた場合、翌連結会計年度の完成工事高や工事損失引当金の計上に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金預金 6,000千円

② 担保に係る債務

工事未払金等 3,881千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 661,030千円

(3) 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形 713,552千円

電子記録債権 50,644千円

完成工事未収入金 4,688,378千円

運輸事業未収入金 30,624千円

契約資産 2,770,659千円

(4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額は以下の通りであります。

契約負債 1,064,251千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (株)
普通株式	7,500,000	—	—	7,500,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 の 株 式 数 (株)
普通株式	194,631	1	—	194,632

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	219,161	30	2024年3月31日	2024年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219,161	30	2025年3月31日	2025年6月26日

6. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、設備資金・運転資金ともに銀行等金融機関からの借入による調達を行っておりません。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金などに限定して運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

投資有価証券は主に、取引先企業ないしは取引銀行に関連する株式であります。上場株式については、毎月時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である工事未払金等については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、決済の流動性は確保されております。また連結売上高の最低10%相当以上の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の受注管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理し、回収懸念リスクの縮小化を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	755,677	755,677	—

(注) 1. 「現金預金」「完成工事未収入金等」「工事未払金等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	6,528

3. デリバティブ取引

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	755,677	—	—	755,677
資産計	755,677	—	—	755,677

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）
該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当企業グループは、兵庫県その他の地域において、賃貸用等の土地を所有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は45,752千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
318,560	—	318,560	734,438

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				合 計
	建 設 事 業			運輸事業	
	建 築	土 木	計		
売上高					
民間	11,093,854	635,435	11,729,290	255,237	11,984,528
官公庁	2,921,746	290,322	3,212,068	－	3,212,068
顧客との契約から生じる収益	14,015,600	925,757	14,941,358	255,237	15,196,596
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	14,015,600	925,757	14,941,358	255,237	15,196,596

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(5) 会計方針に関する事項

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ロ.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,494,762千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,688,378
契約資産(期首残高)	3,828,708
契約資産(期末残高)	2,770,659
契約負債(期首残高)	343,252
契約負債(期末残高)	1,064,251

契約資産は、顧客との工事契約について期末日時点で顧客に支配が移転した財又はサービスのうち、未請求工事施工高に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、工事請負契約書の定めに従い、契約内容に定められた時期に請求し、契約に定められた時期に受領しております。

契約負債は、主に、履行義務の充足にかかわらず収益を認識する、顧客との工事契約において支払条件上で、履行義務充足以上に工事代金を受け入れた場合の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、343,252千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が1,058,048千円減少した主な理由は、施工中の工事出来高の減少によるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が720,998千円増加した主な理由は、期末近くで顧客との新たな契約が前期比増加したことによるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2025年3月31日時点で19,487,329千円であり、期末日後1年以内に約16,351,850千円が収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,240円06銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 68円56銭 |

(注) 上記の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

10. 減損損失に関する注記

当社グループは、管理会計における区分を基準として、また、賃貸資産及び遊休資産については個々の物件ごとに資産のグルーピングを行っており、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
山口県宇部市	子会社に賃貸している運輸事業用地	土地
山口県平生町	子会社に賃貸している運輸事業用地	土地

当連結会計年度において、当社が運輸事業を営む子会社向けに賃貸している資産（土地）について著しい市場価格の下落が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（48,133千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による査定額を利用して算定しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,864,540	流 動 負 債	3,478,048
現 金 預 金	1,028,847	工 事 未 払 金	2,063,433
受 取 手 形	700,920	未 払 金	19,088
電 子 記 録 債 権	50,644	未 払 費 用	34,303
完 成 工 事 未 収 入 金	7,358,517	未 払 法 人 税 等	127,923
未 成 工 事 支 出 金	6,835	未 成 工 事 受 入 金	1,060,447
材 料 貯 蔵 品	503	預 り 金	22,229
前 払 費 用	1,678	前 受 収 益	4,340
立 替 金	767,785	完 成 工 事 補 償 引 当 金	44,000
そ の 他	15,808	工 事 損 失 引 当 金	12,400
貸 倒 引 当 金	△67,000	賞 与 引 当 金	75,000
固 定 資 産	2,653,075	そ の 他	14,884
有 形 固 定 資 産	1,501,593	固 定 負 債	213,632
建 物 ・ 構 築 物	597,846	退 職 給 付 引 当 金	147,471
機 械 ・ 運 搬 具	54,323	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	50,060
工 具 器 具 ・ 備 品	26,016	そ の 他	16,101
土 地	823,407	負 債 合 計	3,691,681
無 形 固 定 資 産	108,331	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,043,149	株 主 資 本	8,450,284
投 資 有 価 証 券	762,206	資 本 金	723,000
関 係 会 社 株 式	142,310	資 本 剰 余 金	477,001
繰 延 税 金 資 産	25,668	資 本 準 備 金	472,625
そ の 他	159,138	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,376
貸 倒 引 当 金	△46,175	利 益 剰 余 金	7,369,769
資 産 合 計	12,517,615	利 益 準 備 金	114,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,255,769
		別 途 積 立 金	6,752,500
		繰 越 利 益 剰 余 金	503,269
		自 己 株 式	△119,485
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	375,649
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	375,649
		純 資 産 合 計	8,825,934
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,517,615

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		14,319,400
完 成 工 事 原 価		12,976,235
完 成 工 事 総 利 益		1,343,164
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		777,232
営 業 利 益		565,932
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	676	
受 取 配 当 金	31,637	
受 取 賃 貸 料	54,540	
業 務 受 託 料	13,690	
受 取 出 向 料	39,924	
売 電 収 入	1,520	
そ の 他	8,668	150,659
営 業 外 費 用		
賃 貸 費 用	6,407	
売 電 費 用	1,011	
そ の 他	740	8,159
経 常 利 益		708,432
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	254	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	80,920	81,175
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,971	
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	48,133	57,104
税 引 前 当 期 純 利 益		732,503
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	181,321	
法 人 税 等 調 整 額	65,228	246,550
当 期 純 利 益		485,953

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
		別 積	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	723,000	472,625	4,376	477,001	114,000	6,752,500	236,476	7,102,976
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△219,161	△219,161
当 期 純 利 益							485,953	485,953
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	266,792	266,792
当 期 末 残 高	723,000	472,625	4,376	477,001	114,000	6,752,500	503,269	7,369,769

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△119,484	8,183,493	307,836	307,836	8,491,329
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△219,161			△219,161
当 期 純 利 益		485,953			485,953
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			67,813	67,813	67,813
当期変動額合計	△0	266,791	67,813	67,813	334,604
当 期 末 残 高	△119,485	8,450,284	375,649	375,649	8,825,934

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 未成工事支出金

個別法による原価法

ロ. 材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30～47年
----	--------

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。なお、当事業年度においては、訴訟損失発生見込がないため、訴訟損失引当金を計上しておりません。

⑤ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

当社の建設事業における履行義務は主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「その他」に含めていた「立替金」は重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「立替金」は230,233千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を

認識する方法による完成工事高 14,017,160千円

工事損失引当金 12,400千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載したものと同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 413,338千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 418千円

(3) 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は以下のとおりであります。

完成工事未収入金 4,598,618千円

契約資産 2,759,898千円

(4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

契約負債 1,060,447千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

完成工事原価 21,344千円

販売費及び一般管理費 5,880千円

営業取引以外の取引による取引高 67,994千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (株)
普通株式	194,631	1	—	194,632

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	22,935千円
退職給付引当金	46,409千円
役員退職慰労引当金	15,753千円
投資有価証券評価損	56,958千円
ゴルフ会員権評価損	16,468千円
土地評価損	42,449千円
工事損失引当金	3,791千円
その他	47,482千円
繰延税金資産小計	252,245千円
評価性引当額	△116,041千円
繰延税金資産合計	136,204千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△110,537千円
繰延税金負債合計	△110,537千円
繰延税金資産の純額	25,668千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	資 本 金 (千円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼 任	事業上 の関係				
子会社	ケミカル運輸 株 式 会 社	50,000	一般貨物自動車運送及び貨物運送取扱事業	100.0 (－)	兼任 2名	－	業務受託料	5,520	－	－
							受取出向料	11,233	－	－
子会社	株 式 会 社 SUKOYAKA	40,000	メンテナンス事業及び建設事業等	100.0 (－)	兼任 1名	－	業務受託料	7,080	－	－
							受取出向料	28,691	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 業務受託については、当社が子会社の総務及び経理業務の全般を受託しており、受託料については、これらの役務を提供するために必要な全社費用のうち、子会社分として合理的な基準に基づき案分計算をし、決定しております。
- 出向者の人件費については、当社における当該者の給与、賞与及び社会保険料等を勘案して合理的に見積もり、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,208円14銭
- 1株当たり当期純利益 66円52銭

(注) 上記の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

11. 減損損失に関する注記

連結計算書類「10. 減損損失に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類及び計算書類の金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月19日

株 式 会 社 ソ ネ ッ ク
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡 本 健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福 井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソネックの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ソネック
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソネックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社ソネック 監査役会

常勤監査役	村 上 一 彦 ⑩
社外監査役	園 尾 善 雄 ⑩
社外監査役	玉 岡 か お る ⑩

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質強化の観点から内部留保に意を用いつつ、業績と配当性向などを勘案し株主の皆様へ安定配当を行うことを基本方針としており、剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、上記の方針を踏まえ、株主の皆様の長年のご支援にお応えべく、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式	1株につき金30円	総額	219,161,040円
--------	-----------	----	--------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	160,000,000円
---------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	160,000,000円
-------	--------------

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	ふくしま こういち 福 島 孝 一 (1956年3月22日生)	1978年4月 当社入社 2003年10月 当社営業部担当部長 2004年6月 当社取締役営業担当 2005年4月 当社取締役営業部長 2006年6月 当社常務取締役営業部長 2008年6月 当社専務取締役営業部長 2012年1月 当社取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2015年12月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社取締役会長（現任）	17,000株
<取締役候補者とした理由> 福島孝一氏は、長年当社の経営にあたっており、会社の成長・発展に貢献してまいりました。入社以来、主に建築業務及び営業関連業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	やまもと たかひろ 山 本 貴 弘 (1970年6月23日生)	1993年4月 当社入社 2015年4月 当社営業部次長 2018年4月 当社営業部担当部長 2019年4月 当社執行役員営業部長 2020年6月 当社取締役営業部長 2021年6月 当社常務取締役営業部長 2022年6月 当社代表取締役社長（現任）	10,100株
<取締役候補者とした理由> 山本貴弘氏は、入社以来、営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2022年6月の代表取締役社長就任以降、当社の経営にあたっており、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	こう さい とし かず 香 西 利 計 (1971年9月10日生)	1994年4月 当社入社 2016年12月 当社大阪支店長 2017年4月 当社営業部次長兼大阪支店長 2019年4月 当社執行役員営業部部長 2021年6月 当社取締役営業部部長 2022年6月 当社取締役営業部長 2024年6月 当社常務取締役営業部長（現任）	4,000株
	<取締役候補者とした理由> 香西利計氏は、入社以来、主に土木業務及び営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、営業部長として当社の営業部門を統括しており、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	おか もと えつ お生 岡 本 悦 生 (1970年5月17日生)	1993年4月 大末建設(株)入社 2012年10月 当社入社 2016年10月 当社名古屋支店長 2020年6月 当社執行役員名古屋支店長 2022年6月 当社取締役名古屋支店長（現任）	3,000株
	<取締役候補者とした理由> 岡本悦生氏は、入社以来、主に営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2022年6月からは取締役名古屋支店長として名古屋支店を統括し、建設業界における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	おお うち とよ のり 大 内 豊 範 (1972年7月24日生)	1995年4月 当社入社 2014年4月 当社建築部課長 2019年4月 当社名古屋支店次長 2020年4月 当社建築部次長 2020年6月 当社執行役員建築部長 2022年4月 当社執行役員施工部長兼技術部長 2022年6月 当社取締役施工部長兼技術部長 2025年4月 当社取締役経営管理部長（現任）	8,400株
	<取締役候補者とした理由> 大内豊範氏は、入社以来、主に建築業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、当社の工事施工部門を統括し、2023年4月からは管理部門業務に携わり、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	<社外> たか し かおる 高 士 薫 (1952年12月15日生)	1975年4月 (株)神戸新聞社入社 2003年2月 同社編集局社会部長 2006年2月 同社編集局長 2008年2月 同社取締役 2010年2月 同社代表取締役社長 グループ経営会議議長 2019年2月 同社代表取締役会長 2020年6月 (公社)ひょうご観光本部理事長 (現任) 2021年2月 (株)神戸新聞社取締役会長 2022年2月 同社相談役 (現任) 2022年6月 当社取締役 (現任) 2023年11月 (一社)大学都市神戸産官学プラットフォーム代表理事 (現任)	一株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 高士薫氏は、長年にわたる新聞社経営者としての豊富な経験に加え、メディア・関連事業全般にわたる豊富な見識と経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
7	<社外> かわ さき ひろ や 川 崎 博 也 (1954年8月4日生)	1980年4月 (株)神戸製鋼所入社 2001年4月 同社鉄鋼部門生産本部 神戸製鉄所発電所建設本部工事部長 2006年4月 同社鉄鋼部門加古川製鉄所副所長 2007年4月 同社執行役員 2010年4月 同社常務執行役員 2012年6月 同社専務取締役 2013年4月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社代表取締役会長兼社長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社特任顧問 (現任) 2019年5月 (一社)日本産業機械工業会副会長 2022年6月 当社取締役 (現任) 2022年11月 神戸商工会議所会頭 (現任)	一株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 川崎博也氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、その豊富な見識と経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 高士薫氏及び川崎博也氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 高士薫氏及び川崎博也氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも3年となります。

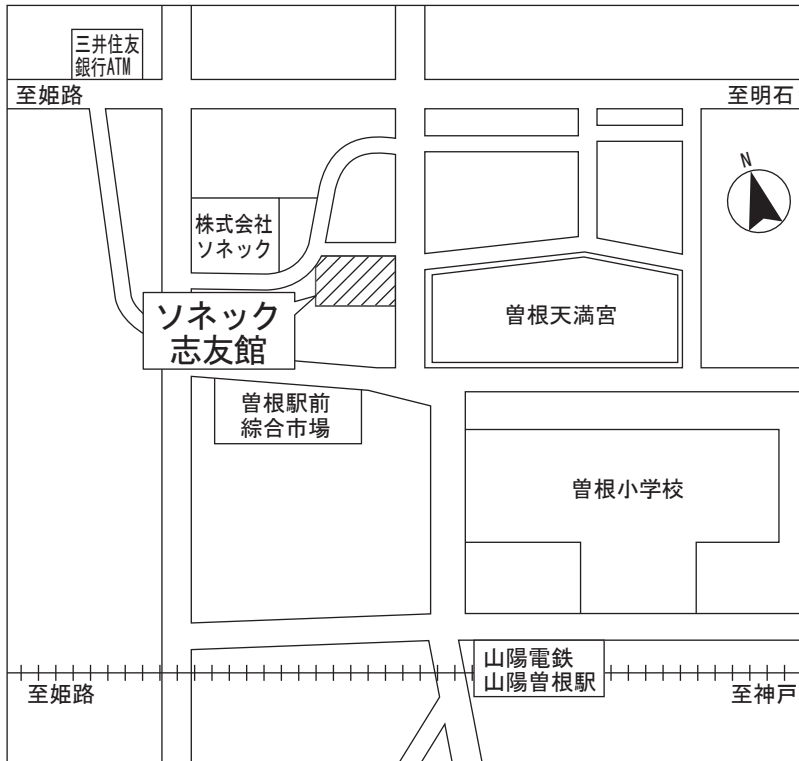
(3) 当社は、高士薫氏及び川崎博也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(4) 当社は、高士薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。高士薫氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 兵庫県高砂市曽根町2276番地
当社 志友館 3階 ときめきホール
電話 079-447-1551
最寄駅 山陽電鉄・山陽曽根駅



◎駐車場の収容台数が少ないため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。